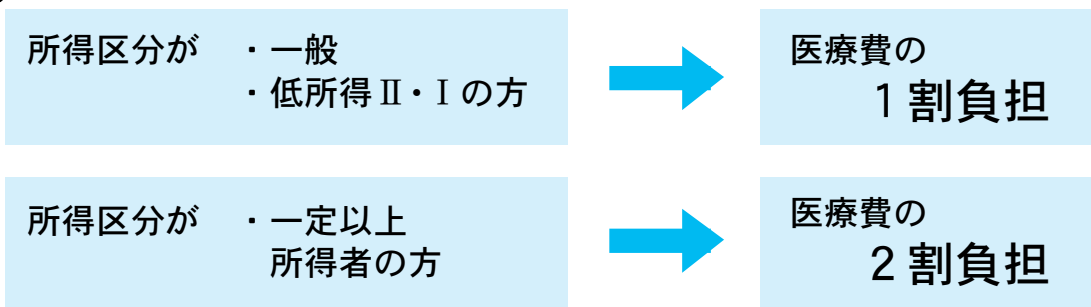




老人保健



★老人保健でお医者さんにかかる時の一部負担金
(所得区分に応じて、負担割合が違います)



〈所得区分のめやす〉

※毎年度 8月1日に所得区分判定を行います。

◎一定以上

課税所得（各種控除後）が年額124万円以上（平成17年8月からは145万円以上に改正）の老人保健対象者または70歳以上の方、および同じ世帯の老人保健対象者または70歳以上の方

※その世帯の上記該当者の年収が合計637万円（平成17年8月からは621万円に改正）未満〔該当者が1人の世帯では年収450万円（平成17年8月からは484万円に改正）の場合は、各庁舎総合窓口課または医療課への申請により、1割負担となります〕

◎低所得Ⅱ 世帯主および世帯全員が住民税非課税の方

◎低所得Ⅰ 世帯主および世帯全員が住民税非課税かつ各種収入等から必要経費・控除を差し引いた所得が0円となる世帯に属する方

★届け出…こんなときには必ず届け出をしてください

| こんなときには届け出を | 届け出に必要なもの | いつまでに |
|-------------|-----------------|--------|
| 転入したとき | 被保険者証・印鑑 | 14日以内に |
| 転出するとき | 医療受給者証・印鑑 | 転出するとき |
| 死亡したとき | 医療受給者証・印鑑 | 14日以内に |
| 住所が変わったとき | 医療受給者証・印鑑 | 14日以内に |
| 医療保険の変更 | 被保険者証・医療受給者証・印鑑 | 14日以内に |

受診のときは、窓口に医療保険の被保険者証、老人保健法の健康手帳、医療受給者証を必ず提示してください。